

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和7年2月27日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第34号「所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

議案資料ナンバー1の138ページの表で、退職報償金で35年以上が
規定されているが、過去に所沢市の消防団員の方で35年以上の方は把握
されているか。

森田危機管理
担当参事

現在、35年以上の方は3名おります。

石本委員

今回の改正で団長は35年以上であると、107万9,000円となる
が、団長を長らく経験された方も35年以上になるのか。

森田危機管理
担当参事

現団長は35年以上になります。

矢作委員

最高齢ではお幾つの方がいるのか。

森田危機管理

65歳以上の方が2名おられます。

担当参事

矢作委員

現在、各分団で人数が少なく増やしていかなければならない分団が幾つあつて、どこの分団か分かるか。

森田危機管理

令和7年2月1日現在ですが、団員の在籍人数が少ない分団は、第2、第7、第10分団になります。

担当参事

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第34号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時5分）

（説明員交代）

再開（午前9時6分）

○議案第20号「所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第20号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第21号「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

育児とか介護の法改正があってということで提案されていると思うけれども、この病休の部分については国家公務員の改正に準じているという理解でよろしいか。

清水職員課長

今回、病気休暇の部分につきましては、国が元々持っている制度に市の制度を近づけるような依頼がございまして、病気休暇の通算の考え方についてを適用するものでございます。

石本委員

近づけるという答弁があったけれども、現時点では国の制度とどの部分がどう違うのか。

清水職員課長

国の病気休暇という制度につきましては、一定期間病気休暇を取得した後に、再度病気休暇に入るときに、それを一定期間連続した場合、前後の病気休暇の期間を一定期間置いた後でも、通算して数えるというような規定がございまして、今まで本市にはそういった規定はございませんでしたから、そちらを設けるというものになります。

石本委員

もう10年以上前だったか、所沢市の場合は、長期休暇でトータル4年ぐらい休んでいても、休業補償とかが出るという制度があったのを当時当摩市長のときに改正したと思う。あのときかなり国と縮めたという感じがするが、あのときの改正はどんな感じであったか。

清水職員課長

委員御指摘の過去のものにつきましては、在職年数に応じた割増の日数といったものがあるということをございまして、今はなくなっております。

石本委員

それがなくなって、たしかあのときだと全部足して4年くらいお休みになっても、いろいろ補償が出るというのがかなり短縮されたわけである。具体的に何日かは私も記憶が飛んでいるのだけれども、そうすると先ほど近づけるという話であったけれども、国だと何日で、所沢市との差は何日ぐらいになるのか。

清水職員課長

国におきましては、病気休暇がまず90日ありまして、病気休暇が終わった後に分限休職がございまして、そちらのほうは3年間ございます。基本的に所沢市も同じ日数なのですが、メンタルの方の病気休暇については、所沢市は180日という規定がございますので、その精神面の病気休暇の部分が90日の違いがあるということをございます。

石本委員

所沢市のほうが充実しているということか。

清水職員課長

精神面については、所沢市のほうが長いということになります。

矢作委員

議案質疑でもあったかと思うけれども、議案資料の12ページで第17条の2第2項で、「当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。」というふうであり、そのことについて議案質疑があったと思うが、これは法律のほうで40歳ということが明記されているので、40歳と書かれているのだと理解しているけれども、議案質疑の答弁では、全職員を見られるようにしていきますという話があった。今は出産の時期が割と遅くなったりすると、介護と育児が重なるという部分もあって、そういう意味では全職員がそういうことを知り得ることが大事だと思うのだけれども、その辺りはきちんと知らせもするし、対応もやっていただけるという理解でよろしいか。

清水職員課長

おっしゃるように国の必須の部分は40歳以上ということになりますけれども、特にそこを職員全体に周知をすることで、委員御指摘のように、将来を見据えた対応ができることになるかと思いますので、そのように心がけたいと思います。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第21号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第22号「所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

矢作委員

議案質疑でもあったかと思うけれども、この期末手当については審議会に諮るものではないかということを確認したいのと、この改正による影響額をお示しいただきたい。

清水職員課長

まず特別職報酬等審議会のほうでの所掌事項としましては、議員報酬や政務活動費、あと市長、副市長、常勤の特別職の給料の額となっておりますので、今回につきましては期末の支給月数の改定でございますから、特に審議会では諮ってはいないものでございます。

影響額につきましては、議案資料ナンバー2の14ページのところでございますが、「6 事業費及びその財源等」にございます、【改正による影響額】でございまして、議員につきましては223万2,000円、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、常勤の監査委員につきましては47万6,000円となっております。

【質疑終結】

【意 見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第22号について反対の立場から意見を申し上げます。今回の条例改正は、議員及び所沢市常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数の引上げです。一般職職員の期末及び勤勉手当の引上げとの均衡などを考慮して、期末手当の年間0.1月分の引上げですが、異常とも思える物価高騰の中、給与改定による賃上げなどが行われてはいますが、実質賃金は目減りし、年金も僅かばかりの増額であり、市民感情から期末手当の引上げの理解を得ることは難しいと判断し、議案第22号には反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第22号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第24号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

石本委員

議案資料ナンバー2の19ページで確認したいのだが、初任給調整手当で医師が31万円ということだけれども、仮に所沢市で初任給の医師を採用した場合、年俸は年間どれくらいになるのか。

清水職員課長

おおよそで1,400万円でございます。

石本委員

これは支給限度額となっているけれども、これは限度だから、こういうふうに引き上げるということは、自治体の判断で緩めることもできるということか。

清水職員課長

初任給調整手当は、年数を経るごとに徐々に減っていくような手当になりまして、そういった意味で一番高いところの金額はこれで定めてあって、その後刻んでいく金額というのは別途定めるものになります。

石本委員

初任給調整手当は最初の大卒のときが一番高くて、そこから下がっていくという制度だと思うのだけれども、医師は大学を卒業されてすぐに赴任されてこないと思う。そうすると、ここ数年でいいのだけれども、大体幾

つくらいの方が所沢市市民医療センターに初めて赴任してくるのか。そういうのは職員課では全く把握していないのか。

清水職員課長

正確な年齢は把握していませんが、40代と50代の方が多いと認識しております。

石本委員

そうすると大体ざくっとしたイメージだけれども、40代とかだとこの初任給調整手当は幾らくらいまで下がってくるのか。

清水職員課長

規則のほうで規定しておりまして、今現在ですと、現在の規則のお話になります。例えば1年目ですと、30万9,200円ですが、それが10年目になりますと、同じく30万9,200円。念のために20年目になりますと、29万6,000円、30年目になりますと15万5,000円でございます。

斉藤委員

今回、国家公務員の給料の引上げということで初任給が上がるということだけれども、感覚では、大卒が2万3,200円、短大卒が2万6,300円、高校卒が2万4,900円で、結構上げているなど私は喜ばしいほうで見ているのだけれども、前回上がったのはいつ頃になるのか。あと、どのくらいアップしたかというのが分かれば教えていただきたい。

清水職員課長

前回の増額改定は令和5年度で、昨年度になりまして、そこで平均1.2%の改定がございました。

斉藤委員

毎年、ちょっとは上がるという感じでよいか。

清水職員課長

人事院勧告は民間の給与を調査して、そこで改定額を示していく制度になっておりますので、上がっていく年、下がっていく年がございます。このところではずっと下がっていく傾向ですとか、ほぼ現状維持というのが多かったのですが、昨年度と今年度は上がっているといった改定勧告になっております。

石本委員

結局、昨年1.2%上げて、今回も上げるわけだけでも、現実、技術職の採用とかで相当御苦労されていると思う。人勧で今回1.2%上がっているわけだけでも、例えば技術職の相場というのはどれぐらい上がったかというのは把握されているのか。今、技術職の採用に本当に御苦労されている。現実にかこうやって物価が上昇してくると、今までの30年間はデフレであったから、公務員は当然人気はなくなってくるわけである。そうすると今までの採用のやり方とか手法から多少変えていかないとなかなか優秀な人材確保には結びつかなくて、私は正直言って、この金額でも技術職は少ないと思っているのだけれども、人勧だからしょうがない。これを補うための新たな採用の取組というのは、職員課とか総務部で検討さ

れているのか。

井上総務部長

これまでもこういう傾向になるという見込みがあって、やはり採用する前に、例えば学校のほうに声をかけたりとか、いろんな説明会をやったりとか、そういったところで人集めといったことはやってきているのですが、今後についてもそれは続けてやっていきますし、また新たな確保策というのは、これからも検討していかなければいけないというふうに思います。

島田委員

総務部でその人事院勧告に基づいて、いろいろ引上げとかされていると思うのだけれども、その勧告についての尊重する意味合い、度合いというか、考え方というのを聞かせていただきたい。要するに、勧告があればそのとおりに沿ってやっていくものなのか、それともそれは一つの参考例として、所沢市は所沢市として解釈してやっていくのか、その辺はどんな考えで取り組まれているのか。

清水職員課長

人事院勧告に基づく内容としますと、本市の考え方としては、人事院勧告尊重というところではあるのですが、特に、例えば周辺自治体との均衡を図ったりするときに、そのよりどころとなるものが、当市では人事委員会がないものでございますから、そうした意味ではその全国的な調査をやっている人事院勧告に基づくというのが、よりどころとして大変重

要なものだと考えていて、それを可能な限り遵守していこうといったところで取り組んでいるところでございます。

島田委員

本会議でも出たけれども、地域手当のところで一応、今回引下げというような形だったかと思うけれども、お隣の入間市は6%から5%に下げている。所沢市は今回、人事院勧告に従うという今の答弁があったのだけれども、議場では東京都と接しているというようなところから判断して6%ということだったのだけれども、そうは言うけれど入間市も東京都と接しているわけである。瑞穂町とかと接しているわけだから、なかなかそれって理屈としてはちょっと難しいのかなと思ったのだけれども、改めてその辺の地域手当の考え方を教えてほしい。

清水職員課長

委員御指摘のとおり、東京都と接するという部分がまず一つございませう。それに関連することになってしまうのですけれども、やはり先ほどもお話ありましたが、人材確保の部分につきましては、まさに東京都が隣にあるというところでは、すごく差が大きくなってしまいうところで、少しでも差を埋めることによって、人材確保の部分が所沢市でも今後も確保していけるようにといった趣旨で、今回は現状維持とさせていただいているところでございます。

島田委員

そうすると地域手当の1%で、大体、給与面でどれくらい変わってくる

のか。

清水職員課長

1%ですから単純計算すれば、例えば30万円の方でしたら3,000円ということになります。

島田委員

議案資料ナンバー2の19ページの改正概要「(1) 給料」の「② 令和7年度」のところでもうちょっと詳細を聞きたい。要するに賃金が上がっていく中で、初任給を上げていくという考え方はよく分かるのだけれども、一方で、特に40代、50代とか30代後半の人もそうだと思うが、就職氷河期だった方というのは、なかなか賃金が上がらないまま置いてけぼりの状態だと思う。それで今回、多分、②のところはその辺を少し意識しているところなのかというふうに私は捉えたのだけれども、号給間の差を拡大することによって最高額を引き上げるとかいろいろあるのだけれど、そうすることによって、主に40代とか50代の管理職ではない方についてはどういう影響、プラスになるのかとか、その辺をもう少し詳細に教えてほしい。

清水職員課長

一概にプラスマイナスという考え方は、なかなか難しいところですが、今回、例えば4級、5級の高い号給の部分がカットされることによりまして、現実にはそこの部分に到達する方がなかなかいらっしゃらないのですけれども、そうした中では、仮にその高い号給の部分をカットす

ることによって、6級、7級といったような、より高い級のほうに進んでいきたいという機運を醸成したいと言いますか、そういったところはございます。そうした中で職員自身が自分のキャリアを考えて、どんどん上を目指していってほしいといった内容の改定でございます。

福原委員

それでは、角度を変えて、観点を変えて、今回の人件費の様々な改正になっているわけけれども、増加に伴って、逆にほかのコストをカットする、もちろん人件費が上がるので、全体が上がるわけけれども、それに対する分かる範囲の答弁で結構だけれども、コストのカット策とか、業務の効率化とか、そういった感じのものについてはどういう議論になっているのかをお示しいただければと思う。

井上総務部長

その辺の調整については経営企画課と財政課のほうでやっていますので、総務部のほうでは詳細は把握できておりません。

福原委員

逆にほかの部分で、人事の評価について、今回の改定に伴って、何かしら今までの改定と変える部分があるのかどうか。例えば業績の評価、貢献度に対する給与体系の改革とかというのは、今回の中に盛り込まれているのかどうか、反映されているのかどうか、その辺の議論についてお示しいただきたい。

清水職員課長

今回の改定におきましては、今、委員御指摘のような、評価で直接変えていくというものはございませんが、先ほど申したように、給料表自体の構造が、より上を目指していただくというような仕組みを今回の改定でつくりましたので、そうした中ではそれに沿うような制度を今後つくっていききたいと考えております。

福原委員

そうすると今までのところから、職員のやる気を出してもらうということが大前提で、パフォーマンスを上げてもらうというような感じの施策を総務部として何か考えたことはあるということか。

清水職員課長

一つはまさに今回の改定が、例えば8級、9級ですとか、上のほうを目指す方につきましては、号給数を減らして最高額が引き上がったたりもしておりますので、そういった中でまずはこういったところでより上を目指すような金額的な部分になりますけれども、誘因の材料にはなるかなと考えております。

石本委員

一応確認だけでも、今、経営企画課と財政課のほうで打ち合わせをするという話だから分からないという話だけでも、まずその前に人勧が出てくるわけだから、人勧が出てきて、総務部としては、こういうふうな答申が出てきてこう上げたいのだというのを、経営企画課か財政課かは知らないけれども言って、後はもうお任せだから、簡単に言うと予算のつくり

方の順番としては、出てくる予算について私はよく分からないのだけれども、人勧が上がるときは、最初にまず人件費から確定させてから行っているという考え方でよいか。あと、経営企画課と財政課でこっちはとりあえず何%上がり、何人ですと多分言うのだと思うがそれでよいのか、違うのか。

井上総務部長

予算の要求の仕方としては、各所属とか各部で要望を出すわけです。要求を出して、当然その人件費に関しても、今回の人勧でこれぐらいの増額がありますというのは総務部で出します。それを受けて、全体の調整を事業で言えば経営企画課です。財政課のほうで全体の予算の枠の中でいろんなところを削ったりとかということで、企画と財政のほうで調整しているというお答えをしました。

石本委員

なぜ、その時期を確認しているかということ、例えば議案資料ナンバー2の20ページの配偶者のところが一昨日の質疑にも出ていたけれども、この辺は当然のことながら、組合が二つあるが、組合とは一応話合いとかをされたと思うのだけれども、いつ頃話されたのか。人勧が8月に出てきて、本当なら例えば、配偶者のところはなくなるはずなのだけれども、激変緩和しているわけではないか。これは組合から要求が来たのか、それとも最初から市のほうで激変緩和してあげるよと言って提示しているのか、この辺の組合との交渉はどうだったのか。

清水職員課長

委員御指摘の扶養手当の経過措置につきましては、職員団体側から交渉の中でお話が出まして、そちらで交渉として受け入れたものでございます。

石本委員

別に否定しているわけではない。よいのだけれど、そうすると最初は職員組合の要求がなければ、人勧どおりでカットでいこうとしていたわけではないか。だけどころして出てきたというのは、組合との交渉で合意したのはいつ頃だったのか。11月ぐらいか、10月ぐらいか。

清水職員課長

二つの職員団体がございますけれども、両方とも1月で妥結でございます。

石本委員

1月であれば、本来ならば予算案をぎりぎりまで査定をかける時期である。だからさっきの時期を確認させてもらったのは、大体1月と言ったら予算書を印刷していなければならない時期になっていて、そのときに妥結ということで、その分激変緩和するために人件費が増額になっているわけである。その辺についてはそういう認識でよいのか。元々は少なかったけれども、組合が言ってきて1月に妥結したから、その分増えたということか。それとも、その前に大体の下打ち合わせが済んでいるということか。

清水職員課長

委員御指摘のとおりで、予算計上のぎりぎりのタイミングでございましたけれども、そこで最終的に職員団体との交渉の結論をもって、今回の職員課側からの予算要求を出したということになります。

矢作委員

今の扶養手当のところだけでも、議案質疑のところ、配偶者の手当238人、子供が561人というふうなことがあったかと思うが、その7級と8級の内訳の人数が分かれば教えていただきたいのと、それから子供の手当だけでも、令和8年は1万3,000円にするわけだけでも、ここに段階がついているというのはどういうことなのか。

清水職員課長

子に係る扶養手当を受給している人数のうち7級、8級の人数というところでございましたけれども、7級以下の人数ということで、7級以下の人数ですと544人で、8級が11人、9級が6人となります。

今回子に係る手当額が、7年度が1万1,500円になって、その後8年度が1万3,000円になるといったこの金額の推移につきましては、人事院勧告のとおり金額でございます。

矢作委員

次は議案資料ナンバー2の22ページのところで、議場で聞いていたかと思うが、確認で、行政職の一番上がる方と、上がり幅が小さい方という説明があったかと思うが、もう一度お願いできればと思う。

井上総務部長

議場でお答えしたとおり、一番幅の大きい方が約45万円で、少ない方が約11万円です。

【質疑終結】

【意見】

島田委員

会派さきがけを代表いたしまして、賛成の立場からの意見を申し上げます。

地域手当に関する答弁で人事院勧告を尊重する、また近隣市の状況なども考慮していく旨の答弁がありましたが、実際には同じく東京都に接しているお隣の入間市につきましては、きちんと人事院勧告に沿いまして6%から5%に引き下げたという事情もございます。

人員確保に苦勞しているということは、どの自治体も同じということもございますので、今後は人事院勧告においての引下げの際には、ぜひそこは考慮していただきたいということを申し上げまして、賛成の意見とさせていただきます。

石本委員

議案第24号「所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、立憲リベラルの会を代表して賛成の意見を申し上げます。今回の条例改正は人事院勧告に基づくもので、改正内容は理解します。しかし、昨今の人手不足の折、大手の民間企業では、大卒初任給が3

0万円以上のところも現れ、バブル期のように優秀な人材が民間に流れることが危惧されます。公務員は人事院勧告に従うので、どうしても民間企業と比較して、インフレの時代には採用面で不利になるのが、過去の教訓です。

30年間のデフレの時代が続き、現在の市職員も公務員志望者が多い時代しか知らない職員が既に管理職になっています。特に技術職の採用は今後ますます困難を極めることが予想されます。採用の際には今までと異なる視点での手法の検討をお願いして賛成の意見といたします。

【採 決】

議案第24号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第25号「所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

福原委員

確認で、看護師と准看護師の勤務体制の見直しとあるけれども、どんな感じに見直されたのか。

井上総務部長

3交代制というのが今までありましたけれども、2交代制にすると勤務時間は長いのですが、休みが取りやすいといったことで看護師のほうからも要望がありましたので、そういった方向に、完全に切り替えるわけではなくて併用にはなるのですが、そういったところで今回のこういう手当もつけたというものであります。

福原委員

そういった勤務形態とかで、労働時間に影響が出るのかどうか。体制が変わったことによってそういう影響というのは、具体的に言えば、手当が増えることに伴って、夜勤を希望する職員が増えるとか、もしくは逆に負担が増えるから離職するという懸念が出てくるのか。その辺のデメリットとメリットみたいなものはどのような感じに想定されているか。

井上総務部長

メリットとしましては、先ほど申し上げた休みが取りやすい、例えば消防とかでも明けとって休みになります。そういった形で休みが取りやす

いというのはメリットだと思います。デメリットとしましては、勤務時間が長いというところで、看護師の負担というものはあるかと思いますが、ただ仮眠を取ったりという時間もきちっとありますので、先ほど言いましたけれども、看護師自体からこういうふうにしてほしいという要望も出ていますので、そこまで大きい影響ではないと思います。

矢作委員

議案資料ナンバー2の48ページのところで伺いたい。この新旧対照表で、旧のほうで第1号、第2号だったものが、第1号と第2号のア、イ、ウというふうになるわけであるが、第1号が当直なのかということ、第2号のほうは深夜勤とか準夜勤とかということなのかと思うのだが、その辺について説明いただければありがたい。

清水職員課長

時間帯につきましては、準夜勤が22時から翌1時まで、深夜勤が0時15分から5時までです。夜勤が22時から翌5時まででございます。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時6分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前10時12分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決した。

散 会（午前10時13分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和7年第1回（2月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際化・多文化共生について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 学校教育（私立学校）について
- 5 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 6 行政経営について
- 7 危機管理・防災について
- 8 財政運営について
- 9 農業・商業・工業について
- 10 観光について
- 11 労働・雇用環境について